

平成30年度 文教委員会資料①

【陳情の審査】

- ・ 陳情第123号「川崎市における同性パートナーシップの承認制度創設に向けた協議開始に関する陳情」

資料

性的マイノリティに関する本市の取組について

市 民 文 化 局

(平成30年7月19日)

性的マイノリティに関する本市の取組について

1 人権施策推進基本計画と庁内連絡調整組織

(1) 人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」

平成27年3月に改定した川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の分野別施策として、新たに「性的マイノリティの人々の人権」を独立した項目として位置付け、庁内横断的に施策を実施しています。

(2) 庁内連絡調整組織

平成27年4月に「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会」に「性的マイノリティ専門部会」を設置しました。平成29年度は、図表1のとおり、同専門部会を5回開催しました。

【図表1 平成29年度性的マイノリティ専門部会開催経過】

NO	開催日	主な内容
1	H29.5.31	研修（職員向け人権研修と合同開催）
2	H29.7.31	各組織の取組内容・課題等について
3	H29.10.5	研修（職員向け人権研修と合同開催）、情報共有
4	H29.11.1	研修（企業向けLGBTセミナーと合同開催）
5	H30.3.22	研修（専門部会単独研修）、各組織の特徴的な取組について

2 性同一性障害に関する相談窓口

市内在住の中学生の母親から、性同一性障害に関する相談窓口の設置を求める「市長へのメール」を受けて、平成22年5月に全国に先駆けて相談窓口を設置しました。

【図表2 性同一性障害に関する相談窓口案内】

📞 ご相談はこちらへ

性同一性障害についての悩みをお持ちの方へ

「性同一性障害」のある人は、多くの場合、誰にも相談ができず、ひとりで悩んでいます。からだの性とこころの性が一致しないことに戸惑い、悩んでいる人、また、自分の家族もと意思が通じないことでも戸惑い、悩んでいる人は、お電話ください。

次に記載した相談窓口は、いずれも「性同一性障害」専用の相談機関ではありませんが、お話をお伺いしております。

【主に高校生年齢以上を対象とした精神保健相談】

■ **精神保健福祉センター 044-201-3242**
月～金 8:30～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始除く）

【学習期の子どもの対象とした「からだこころの悩み」についての相談】

■ **児童相談所**

こども発達センター（川崎区・幸区・中原区在住の方） **044-542-1234**
 中野児童相談所（高津区・高津区在住の方） **044-877-8111**
 北野児童相談所（多摩区・厚木区在住の方） **044-931-4300**

いずれも、月～金 9:30～12:00、13:00～17:00（祝日、年末年始除く）

■ **教育委員会**

教育相談センター（溝口相談室） **044-844-3700**
月～金 9:00～16:30（祝日、年末年始除く）
 教育相談センター（塚越相談室） **044-541-3633**
年次年始を除く毎日 9:00～18:00
 教育相談室 **044-200-3288・3289**
月～金 9:00～12:00、13:00～16:15（祝日、年末年始除く）



性的マイノリティの
 権利と生活環境の確保
 「レインボーフラッグ」

性の多様性を尊重する姿勢を
 表明するシンボルとして
 「色」は、さまざまに
 使われる

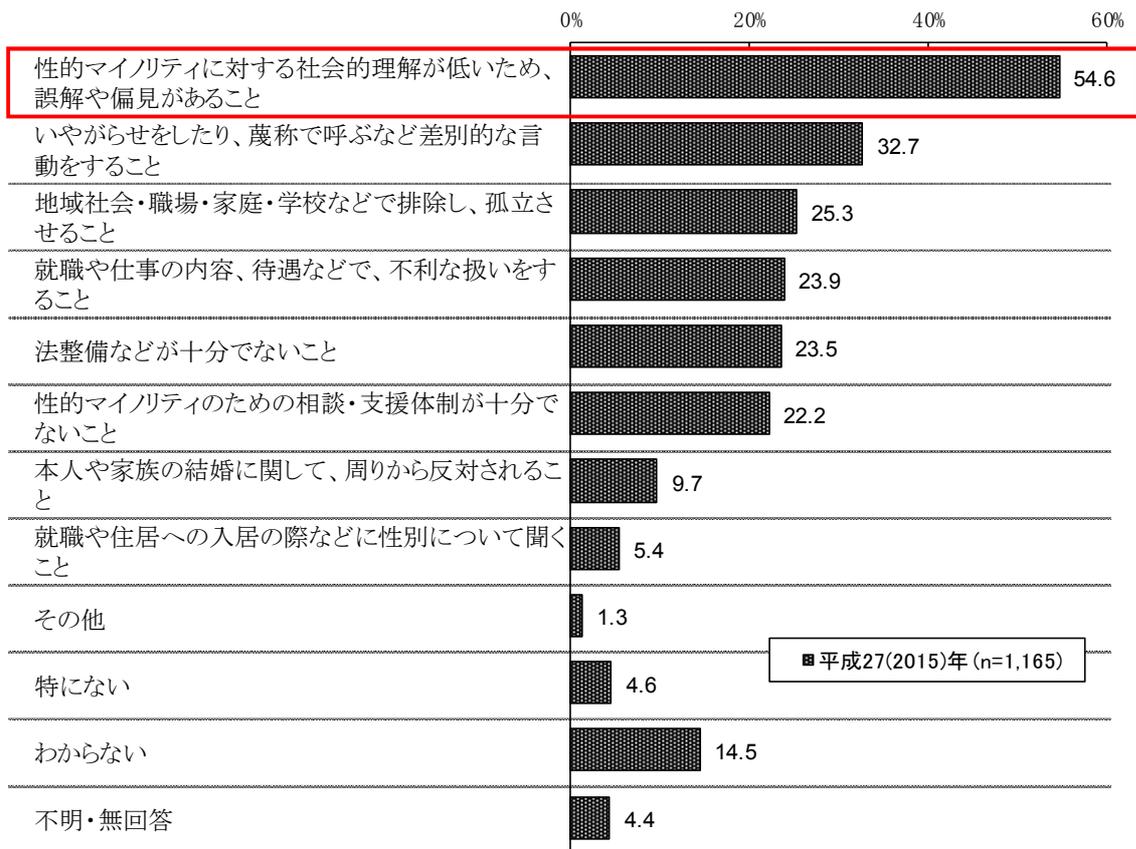
性的マイノリティの人権に関するご相談はこちらへ
 横浜地方裁判所川崎支庁 **044-244-4166**（詳細はP.41参照）

3 市民意識調査の実施

「人権に関する市民意識調査」を5年に1度実施しており、平成27年11月の調査において、性的マイノリティに関する質問を初めて設定しました。

その結果、「あなたが、性的マイノリティの人権に関することについて、特に問題だと思うものは何ですか」の質問に対して、54.6%が「性的マイノリティに対する社会的理解が低いため、誤解や偏見があること」と回答しました。

【図表3 「人権に関する市民意識調査」(抜粋)】



※平成17(2005)年と平成22(2010)年では未聴取

(「人権に関する市民意識調査報告書」より)

4 人権意識の普及

「人権に関する市民意識調査」の結果などから、まずは性的マイノリティに対する市民の理解を深め、差別や偏見を無くす取組が必要と認識しており、市民向けの講演会や職員向け研修等を実施しています。

平成29年度の取組実績と平成30年度の取組予定は、次のとおりです。

【図表4 平成29年度の取組実績】

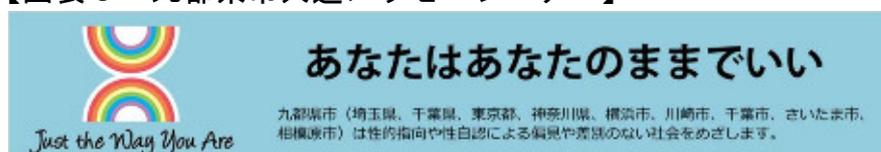
NO	項目	実施日	内容
1	市民向け講演会等	H29. 11. 1	企業向けLGBTセミナー
		H30. 1. 19	ピープルデザインシネマ2018 →当事者、家族、支援者による「情報共有ルーム」を初設置
2	職員向け研修	H29. 5. 31	「性的マイノリティと人権」
		H29. 10. 5	「性的マイノリティと人権」
		H29. 12. 21	GID研修（精神保健福祉センター）
3	人権ブースの展覧	H29. 4. 2	大師公園（「かなまら祭り」開催日）にて実施
		H29. 10. 8	川崎みなと祭りにて実施
4	NPO・市民団体との連携	—	ホームページに無料の相談窓口を有する団体をリンク
		H29. 9月～10月	性的マイノリティをテーマとした市民館市民自主講座に参加

【図表5 平成30年度の取組予定】

NO	項目	実施日	内容
1	市民向け講演会等	実施予定	企業向けLGBTセミナー（3回連続講座）
		実施予定	ピープルデザインシネマ2019
2	職員向け研修	H30. 5. 23	「LGBTの理解を深めるために」
		実施予定	「性別で見る多様性と人権」
3	人権ブースの展覧	H30. 4. 1	大師公園（「かなまら祭り」開催日）にて実施
		実施予定	市民まつりにて実施予定
4	NPO・市民団体との連携	—	ホームページに無料の相談窓口を有する団体をリンク（拡充予定）
		実施予定	性的マイノリティをテーマとした市民館市民自主講座に参加

また、平成29年11月に、九都県市でLGBTへの配慮促進に向けた共通メッセージを作成し、九都県市で連携して啓発活動を実施しています。

【図表6 九都県市共通メッセージバナー】



5 パートナーシップ制度に関する他都市の状況

パートナーシップ制度を導入している他都市の状況は、図表7のとおりです。

【図表7 パートナーシップ制度を導入している自治体一覧】

NO	自治体名	制度施行	根拠	内容	対象	手順	適用数 *1
1	渋谷区	H27.11.5	条例 (H27.4.1)	証明	戸籍上性別が同一である二者	公正証書を作成の上、申請	28
2	世田谷区	H27.11.5	要綱	区長へ宣誓	性を同じくする2人	職員の面前で記入・提出	71
3	伊賀市	H28.4.1	要綱	市長へ宣誓	同性の2人	職員の面前で記入・提出	4
4	宝塚市	H28.6.1	要綱	市長へ宣誓	性を同じくする2人	職員の面前で記入・提出	0
5	那覇市	H28.7.8	要綱	登録	戸籍上の性別が同一である2人	来庁し、登録申請書にて申請	21
6	札幌市	H29.6.1	要綱	市長へ宣誓	一方又は双方が性的マイノリティである2人 *2	職員の面前で記入・提出	42
7	福岡市	H30.4.1	要綱	市長へ宣誓	一方又は双方が性的マイノリティである2人 *2	職員の面前で記入・提出	18
8	大阪市	H30.7.9	要綱	市長へ宣誓	一方又は双方が性的マイノリティである2人 *2	来庁し、宣誓書等を提出	—

*1 平成30年6月1日現在

*2 戸籍上、別性でも可能

合計 184

現在、8自治体において制度が導入されていますが、詳細に関しては、次のとおり差異が生じています。これは、各自治体が地域の実情やニーズに応じ、それぞれふさわしい制度を設計したものと考えられます。

(1) 根拠について

条例によるもの：1自治体（渋谷区）

要綱によるもの：7自治体（世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市、札幌市、福岡市、大阪市）

(2) 内容について

証明書を発行するもの：1自治体（渋谷区）

登録するもの：1自治体（那覇市）

首長へ宣誓するもの（受領書を発行）：6自治体

（世田谷区、伊賀市、宝塚市、札幌市、福岡市、大阪市）

(3) 対象について

同性者のみを対象とするもの：5自治体（渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市）

戸籍上の別性も対象とするもの：3自治体（札幌市、福岡市、大阪市）

(4) 手順について

公正証書を必要とするもの：1自治体（渋谷区）

登録申請を必要とするもの：1自治体（那覇市）

宣誓書等の提出を必要とするもの：1自治体（大阪市）

職員の面前で宣誓書等の記入・提出を必要とするもの：5自治体

（世田谷区、伊賀市、宝塚市、札幌市、福岡市）

6 陳情についての考え方

(1) これまでの取組の継続

ここ数年で、「LGBT」という言葉の理解が進み、近年では、より正確を期するため、「性的指向、性自認」や「SOGI (ソジ:Sexual Orientation and Gender Identity)」との表現への変更が進みつつあります。

そのように性的マイノリティに関する社会の認知度は、高まりつつありますが、それぞれの当事者の置かれている状況の理解については、まだ十分とは言えない状況にあります。そのため、引き続き、「多様な性」に関する理解を深める取組を着実に進めてまいります。

(2) 新たな取組

人権を尊重し、共に生きる社会を目指している本市といたしましては、今後、性的マイノリティ当事者の生活上の障壁を取り除く取組が重要であると考えており、その一例として、公的書類における性別記載欄についても、改めて見直す取組を進めてまいります。

また、関係団体等と連携しながら、パートナーシップ制度も含め、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する川崎らしい施策のあり方について、検討を進めてまいります。